

# (仮称)八街市公園前児童館 整備計画

(案)



平成31年 月

八 街 市

(市民部子育て支援課)

# 目 次

## 第1章 整備計画の策定にあたって

1 基本的な考え方	2
2 基本的事項	3
3 現状と課題	3

## 第2章 施設のめざす姿

1 基本コンセプト	4
2 基本的な考え方	4
3 施設整備の基本方針	5
4 各ゾーンの区分と機能	5～8
(1) 各ゾーンの区分	
(2) 各ゾーンの機能	
5 供用開始までのスケジュール	8

## 参 考 資 料

1 八街市の人口・出生数の推移	9
2 児童数の推移	9
3 各児童クラブ登録者数	9

# 第1章 整備計画の策定にあたって

---

## 1 基本的な考え方

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出による共働き家庭の増加、地域の相互 扶助機能の弱体化などにより子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会変化は、子ども同士の交流機会の減少をもたらし、保護者の子育てに対する不安や悩み、孤立感による育児ストレスなどを招いています。

次代を担う子どもたちが、心身共に健やかに、たくましく成長していくことは誰もが願っているところですが、そのためには、他人を思いやる心や感動する心、ふるさとの自然や生命を愛する心を育むことはもちろん、豊かな人間性や社会性を養うために、多様な交流の場、様々な体験や経験を提供する場の整備が欠かせません。また、子どもと保護者が安心して気軽に仲間と交流し、安らぐことのできる場や仕組みづくりに取り組むことが急務となっています。

こうした中で、異年齢の子どもたちが集う児童館は、子どもの育ちに必要な「遊び」と「生活」を提供する最適な場とされているほか、保護者同士が安心して気軽に交流できる場であるとともに、子育て支援の拠点、地域交流の拠点としての役割を併せ持つことも期待されています。

このことから、本市では「次世代育成支援行動計画」と一体のものとして位置づけ、平成27年度に策定した「八街市子ども・子育て支援事業計画」において児童館の整備が盛り込まれているほか、平成28年度に策定された「八街市総合計画2015」においても、児童健全育成環境の充実策の一つとして、子どもの活動拠点を確保するための児童館の整備が掲げられております。

これらを踏まえ、この児童館整備計画では、本市の子どもたちの育ちを支援する拠点施設となる児童館の整備（建設）に係る基本方針、施設の機能・規模など、施設のめざす姿を定めるものです。

## 2 基本的事項

### (1) 児童館の位置付け

児童館は、「次世代育成支援行動計画」と一体なものとして位置づけている「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童が地域のなかで自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりや、社会性を身につけ、生きる力を創出する交流・体験事業を推進するとともに、児童の健康を増進し、情操を豊かにするための活動拠点として整備します。

### (2) 児童館建設概要

①建設予定候補地	八街市八街字四番野ほ163番3の一部 (八街市老人福祉センターと八街中央公園の近接地)
②建設予定構造	鉄骨造・地上1階建て(延床面積 約352.50㎡)
③計画事業費	未定
④建設予定年度	平成31年度(2019年度)～32年度(2020年度)
⑤供用開始予定	平成32年(2020年)12月

### (3) 利用対象者

18歳未満の子ども

## 3 現状と課題

児童館は、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」ですが、本市にはその施設は整備されておられません。

このため、子どもたちにとって安心・安全で過ごしやすい居場所、生活の場としての機能を持つ施設を整備することが必要です。

## 第2章 施設のめざす姿

### 1 基本コンセプト

児童館は「次世代育成支援行動計画」（後期）で掲げ、「八街市子ども・子育て支援事業計画」においても踏襲している三つの基本方針「子ども自身の育ちを支えるまち」「子育て家庭と親の育ちを支えるまち」「子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支えるまち」を実現するため、次代を担う子どもたちが、本市の豊かな自然を生かしながら、多くの人々との交流や様々な創作活動、体験活動を通して、「自ら生きる力」を伸ばし、「共に生きる力」を育むことができる機会と場を提供する拠点施設となるよう、基本コンセプトを次のとおり定めます。

- ①子どもたちが安心して自由に遊び、くつろぐことができる場
- ②子ども同士、保護者同士の交流の場
- ③子育て支援の場
- ④子どもたちの活動を支援する場

### 2 基本的な考え方

基本コンセプトを具現化するために、基本的な考え方を次のとおり定め、市民にサービスを提供します。

- ①子どもたちが安心して自由に遊び、くつろぐことができる場

〔 子どもたちが伸び伸びと遊び、くつろぐことができる環境を整え、子どもたちがグループあるいは個人で安心して利用できる場 〕

- ②子ども同士、保護者同士の交流の場

〔 子どもたちが異年齢の仲間と遊ぶことができる場として、また、保護者同士が子育てに関する相談や情報交換ができる場としての環境を整え、新しい仲間ができる交流の場 〕

- ③子育て支援の場

〔 子育て情報を提供するとともに、関係機関と連携しながら、子育てに関する相談や援助ができる場 〕

- ④子供たちの活動を支援する場

〔 ボランティアや世代間交流など、子どもたちと積極的に関われる場 〕

### 3 施設整備の基本方針

基本コンセプト及び基本的な考え方を踏まえ、施設設備の基本方針を次のとおり定め、施設を整備（建設）します。

- ①子どもたちが安心して元気に遊び、生活することができる安全に配慮した施設
- ②異年齢の様々な個性を持つ子どもたちが楽しく過ごすことができる空間づくりに配慮した施設
- ③各種プログラムや多様なニーズに対応できる空間づくりに配慮した施設
- ③開放的で利用しやすいぬくもりのある空間づくりに配慮した施設
- ④隣接する公共施設との相互補完に配慮した施設

### 4 各ゾーンの構成と機能

施設整備の基本方針に基づき、事業的ゾーン、共有ゾーン、管理ゾーン、屋外ゾーンの4つで構成します。

なお、ゾーンについては、各室に求める機能ごとに区分したものです。

#### (1) 各ゾーンの区分

##### ①事業的ゾーン

遊戯室、集会室、創作活動室、乳幼児室、図書コーナー

##### ②共有ゾーン

風除室、玄関、ホール、廊下、男女別トイレ・多目的トイレ、シャワー室、脱衣室

##### ③管理ゾーン

事務室、相談室兼静養室、給湯室、倉庫

##### ④屋外ゾーン

駐輪場、駐車場

## (2) 各ゾーンの機能

### ①事業的ゾーン

各室の名称	各室の整備方針・用途
遊 戯 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール遊びなどが可能な広さと高さを確保する</li> <li>・遊具や器具などを収納する倉庫の設置</li> <li>・防音に配慮する</li> </ul>
集 会 室  (創作活動室と一体で 利用できるように)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな遊びや活動が可能なスペースの設置</li> <li>・子供たちの活動を支援する団体やボランティアの活動・交流の場としても活用できるように配慮する</li> <li>・創作活動室との間は可動式間仕切りを設置</li> </ul>
創作活動室  (集会室と一体で 利用できるように)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作体験活動や親子で創作活動を行うスペースの設置</li> <li>・創作活動に必要な設備（手洗い場等）や収納スペースの設置</li> <li>・作品展示が可能となるように配慮する</li> <li>・集会室との間は可動式間仕切りを設置</li> </ul>
乳幼児室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児が思い切り身体を動かして遊べるスペースの設置</li> <li>・乳児用と幼児用のスペースを分けるよう設置</li> <li>・授乳室、オムツ替えスペースの設置</li> <li>・床はクッション性のあるものを配慮する</li> <li>・親子で楽しめるように配慮する</li> </ul>
図書コーナー  (ホールと一体で 利用できるように)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書架(図書)を設置し、多目的に利用できるスペースを確保する</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用例：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が読書や課題に取り組めるスペース</li> <li>・読み聞かせを行う場としても使用できるスペース</li> </ul> </div>

②共有ゾーン

各室の名称	各室の整備方針・用途
風 除 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足洗い場の設置（風除室の外側）</li> <li>・ ベビーカーを置くスペースを確保する（2～3台程度）</li> </ul>
玄 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務室から様子が確認できる等の安全面を配慮する</li> <li>・ 長靴にも対応できるような下足コーナーの設置</li> <li>・ 玄関周辺の混雑緩和にも配慮する</li> </ul>
ホ ー ル (図書コーナーと一体 で利用できるように)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作品展示やイベントの告知、行政情報の掲示が可能なスペースを確保する</li> <li>・ 水飲み場、手洗い場の設置</li> </ul>
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作品展示やイベントの告知、行政情報の掲示が可能なスペースを確保する</li> </ul>
男女別トイレ 多目的トイレ シャワー室、脱衣室	

③管理ゾーン

各室の名称	各室の整備方針・用途
事 務 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な事務処理を行う場所</li> <li>・ 職員(児童厚生員など)が受付業務を行う場所</li> <li>・ 人の出入りなどが確認できるよう、玄関近くに設置</li> <li>・ 職員は6人程度を想定</li> </ul>
相談室兼静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のプライバシーが確保できるよう独立した部屋で、子育てに関する相談などに対応</li> <li>・ 児童等が発熱やケガなどをした場合には、静養室としても対応</li> <li>・ ベッドを置くためのスペースと間仕切り用のカーテンを設置</li> </ul>
給湯室 倉 庫	

④屋外ゾーン

各室の名称	各室の整備方針・用途
駐輪場 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全が十分に確保されるよう、自動車、自転車、人の動線を確保するよう配慮する</li> <li>・雨天時にも対応できるよう屋根付き駐輪場を確保する</li> <li>・駐車場は身障者、高齢者、マタニティ、ベビーカー用の優先駐車マークを設置したスペースを確保する（2台程度）</li> </ul>

## 5 供用開始までのスケジュール

時 期	事 業 内 容
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館整備計画の策定</li> <li>・児童館建設基本設計の策定</li> <li>・児童館整備計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)及び説明会の実施</li> </ul>
平成31年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館建設地地質調査の実施</li> <li>・児童館建設実施設計の策定</li> <li>・工事着工（建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事）</li> <li>・児童館設置及び管理に関する条例(案)などに対するパブリックコメント(意見募集)の実施</li> </ul>
平成32年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成（建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事）</li> <li>・児童館開館準備（備品購入などを含む）</li> <li>・児童館開館（供用開始）</li> </ul>

## 参考資料

### (1) 八街市の人口・出生数の推移(資料：住民基本台帳)

単位：人、‰

	総人口 A	0歳児			出生率 B/A×1,000
		総数 B	男	女	
平成26年	73,956	394	206	188	5.3
平成27年	73,220	414	228	186	5.6
平成28年	74,406	369	182	187	4.9
平成29年	71,691	353	192	161	4.9
平成30年	70,986	331	156	175	4.6

※各年4月1日現在

### (2) 児童数の推移(資料：住民基本台帳)

単位：人

	0歳～5歳	6歳～11歳	12歳～18歳	総数
平成26年	2,814	3,530	5,466	11,810
平成27年	2,705	3,361	5,259	11,325
平成28年	2,582	3,279	4,952	10,813
平成29年	2,411	3,199	4,763	10,373
平成30年	2,329	3,096	4,528	9,953

※各年4月1日現在

### (3) 各児童クラブ利用児童数等

単位：人

	定員	利用児童数			待機児童数
		低学年 (1～3年生)	高学年 (4～6年生)	計	
八街児童クラブ	80	86	0	86	26
八街北児童クラブ	45	35	9	44	0
川上児童クラブ	80	34	17	51	0
朝陽児童クラブ	90	54	19	73	0
交進児童クラブ	45	30	10	40	0
二州児童クラブ	40	27	3	30	0
笹引児童クラブ	40	12	5	17	0
沖児童クラブ	30	10	4	14	0
八街東児童クラブ	50	54	0	54	0
合計	500	342	67	409	26

※平成30年4月1日現在